

防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、長野県諏訪建設事務所が管理する一般国道142号「新和田トンネル」に設置している施設（以下「施設」という。）に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項はこの仕様書に優先する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における監督員、指示、承諾、協議及び配置員とは次の定義によるものとする。

- (1) 「監督員」とは、業務委託契約書に別に定めがある場合を除き、諏訪建設事務所長が指定した職員をいう。
- (2) 「指示」とは、監督員が受託者に対し道路管理上必要となる事項について方針、措置、基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (4) 「協議」とは、発注者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (5) 「配置員」とは、業務執行時に配置される監視員、現場作業員、道路パトロール員をいう。
- (6) 前2号から4号は書面により行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭によることができるものとし、後日書面を整備する。

(一般的義務)

第3条 受託者は業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する配置員を当てるものとする。

- 2 配置員は業務の履行に専念し、かつ円滑に履行するものとする。
- 3 配置員は業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 配置員は業務に直接関係の無い場所に入入りしてはならない。
- 5 配置員は業務の履行において安全の確保及び火気等の取扱いに留意するものとする。
- 6 配置員は別途履行中の他の業務と履行場所が同一、又は業務内容が関係する場合は相互に協調を図るものとする。

(配置員)

第4条 配置員は基礎的な技術及び知識を有する者とする。また、道路パトロール員は普通自動車（道路パトロール車）を運転する資格と技術を有する者とする。

(監視基準等)

第5条 業務の履行に当たってはこの仕様書及び特記仕様書による他、次の各号にあげる諸法規を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく命令
- (2) 電気事業法及びこれに基づく命令
- (3) 電気通信事業法、有線通信事業法及びこれに基づく命令
- (4) その他関係諸法規及びこれに基づく命令

(貸与品)

第6条 業務に直接必要な図書、予備品及び測定機器類等は委託者の所有するものを使用できるものとし、測定機器等の貸与品については特記仕様書で定めるものとする。

2 受託者は前項の規定により委託者の予備品及び測定機器類等を使用する場合には、事前に監督員の承諾を得るものとし、その内容を記録表に記入するものとする。

(履行上の注意)

第7条 業務の履行上生じた不良箇所等で明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第8条 配置員は業務の履行に適した服装とし、名札等により身分を明確にするものとする。また、環境の整備等に留意するものとする。

2 業務の履行に当たって施設等の運用を休止させてはならない。但し、監督員の承諾を得たものはこの限りでない。

3 業務のうち、無線通信施設でその内容が電波法及びこれに基づく命令に定める電波の質に影響を与える作業を行う場合は、監督員の指示を受けるものとする。

(業務の一時休止)

第9条 業務の履行中、監督員から業務の一時休止の指示を受けた場合は、これに従うものとする。

(臨機の措置)

第10条 配置員は業務の履行中において施設等に異常事態が発生し、若しくはその発生が予想される場合、または災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、配置員はそのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、配置員に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(検査)

第11条 受託者は既済部分検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ点検記録簿及び関係資料等の成果品を提出し、主任技術者が立会のうえ検査を受けるものとする。

(提出書類)

第12条 受託者は契約後遅滞なく次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 各配置員の通知書

(2) 業務計画書

(3) その他監督員が指示したもの

2 業務における指示、承諾及び協議に関する書類

3 第1項の計画書等は監督員の承諾を得るものとする。

(履行期間)

第13条 本業務の履行期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、受託者は業務が遅滞なく履行できるよう、配置員の教育等の準備を行うこと。

防災情報装置監視・路線パトロール等業務特記仕様書

1 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、「防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本業務は、長野県諏訪建設事務所が管理する一般国道142号「新和田トンネル」の現場作業及び路線パトロール業務に適用する。

（業務の目的）

第2条 本業務は、トンネル防災設備に異常が感知された場合や事故等の報告があった場合等（以下「緊急時」という）に、現場において復旧作業や情報収集に当たるほか、道路、トンネル、構造物等の状況を道路パトロールにより把握し、その異常並びに不法占用等に対して適切な措置を講じることにより、適正な道路管理を確保することを目的とする。

（実施区間）

第3条 本業務の実施区間は下記に示す範囲の約L=12.4km区間とする。

自 小県郡長和町新和田トンネル上田側坑口

至 岡谷市長地湖北トンネル岡谷側坑口

（従事者の選任）

第5条 本業務を履行するために置く配置員を現場作業員という。現場作業員は現場代理人及び主任技術者と兼ねることができる。

2 主任技術者は本業務の総括及び技術的指導を行うものとし、一級又は二級土木施工管理技士の資格又は建設工事に関し十年以上の実務経験のいずれかの一を有する者で、必要な知識、技術及び経験を有するものとする。

3 主任技術者に二級土木施工管理技士の資格者又は建設工事に関し十年以上の実務経験者を選任した場合は、別に一級土木施工管理技士の資格者を監理技術者として選任し、技術的指導を行うものとする。

4 現場作業員は主任技術者の指導のもとで現場作業及び道路パトロールの業務を行うものとし、必要な知識及び技能を有するものとする。

5 監督員は現場作業員の能力及び適性が不相当と認めたときは、受託者と協議して変更を求めることができるものとする。

6 現場作業員は現場作業業務とパトロール業務を兼務することができるが、作業が重複する場合及び異常時の対応等のため、4名以上選任するものとする。

（提出書類）

第6条 受託者は共通仕様書に掲げる提出書類の他に次に示す書類を提出し承諾を得るものとする。

名 称	提 出 期 限	部 数	摘 要
現場作業員通知書	着手前	1	経歴書含む
勤務計画表及び 実施工程表	当該月の3日前	1	年間分は履行計画書 を含む
業務完了報告書	完了時	1	

なお、変更がある場合はその都度提出し承諾を得るものとする。
報告書は次によるものとする。

名 称	期 間	提出期限	摘 要
新和田トンネル道路作業報告	その都度	発生後3日以内	様式一作業
道路パトロール日誌	毎 日	翌 日	様式一日誌
事故報告書（等）	その都度	発生後3日以内	
その他監督員の指示するもの	その都度	別途指示する日	

（準拠規定等）

第7条 本業務は次の各号に掲げる規定等に基づき実施するものとする。

- (1) 防災情報装置監視・路線パトロール等業務共通仕様書
- (2) その他監督員が指示する監視要領等

（打合せ）

第8条 現場作業員は監督員と常に連絡を行い、連絡事項はその都度記録のうえ打合せの際相互に確認するものとする。

（交通安全管理）

第9条 現場作業及び路線パトロール業務における安全管理は、受託者の責任において行うものとする。

第2章 現場作業

（現場作業業務内容）

第10条 現場作業は、緊急時に備えての待機及び緊急時における現場での作業をいう。主な作業等を例示すると次のとおりである。

- (1) 現場作業は監督員の指示により実施する。ただし、緊急を要する場合の諏訪建設事務所水防当番・トンネル防災システム監視委託業者からの指示は監督員のものとみなし、現場作業を実施することができる。

- (2) 待機時間及び人員配置

待機とは概ね30分以内に業務実施区間に到着し、作業が開始できるような体制を確保することをいう。

種 別	待 機 時 間	人 員
平日	8 : 3 0 ~ 翌朝 8 : 3 0	現場作業員 2名
土曜日、日曜祝祭日	8 : 3 0 ~ 翌朝 8 : 3 0	現場作業員 2名

(3) 事故等障害発生時の現場確認

トンネル防災システム監視委託業者から事故等の障害が発生し、現場確認の依頼があった場合は、速やかに出動し現場の確認作業を行う。

(4) 事故処理等の補助

事故等の障害が発生し現場に出動した場合、道路管理又は交通管理上必要があると認められる場合は、交通誘導等の事故処理の補助作業を行う。

(5) 簡易な応急措置

事故等の障害によりガードレール等が破損した場合のバリケード設置や路上のオイル漏れ処理等の簡易な応急措置を行う。

(6) 通行制限の現場対応

落石、道路構造物の損傷等道路管理上の事由により通行制限を行う必要が生じた場合、現場にて通行制限の作業を行う。

(7) 防災情報装置（押ボタン通報装置等）警報の確認、解除

防災情報装置に警報が発せられた場合、トンネル防災システム監視委託業者と協力して、現地確認及び現地警報装置の解除等の作業を行う。

(8) その他監督員が特に指示した事項

(9) 現場作業に着手する場合及び完了した場合は、応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに状況等を監督員に報告し、後日新和田トンネル道路作業報告等を提出するものとする。

（車両及び資機材等）

第 11 条 現場作業に使用する車両は、資機材が十分積み込めるトラックを使用するものとし、受託者が用意する。

2 現場に出動する場合は、車両には黄色灯を装備し、車両の両側に「長野県道路維持作業車」と明示する。

3 トンネル内の押しボタン通報装置の警報が発せられた場合の事故メール配信を受けるための携帯電話への設定費用及び携帯電話 2 台は、受託者が用意する。なお、電話料金等の支払いは、受託者にて行い、毎月ごと、発注者に請求書及び領収書を提出するものとする。

4 現場作業に必要となる資機材は受託者が用意するものとするが、下記資機材については、監督員の承諾を得て委託者の備えている資機材を使用することができる。

(1) バリケード等

(2) 案内看板類

(3) 舗装補修用常温合材

(4) オイル吸着剤

- (5) 砂
- (6) 融雪剤（冬期間のみ）
- (7) その他必要に応じた機材で監督員の承諾を得たもの

（現場作業班の編成）

第 12 条 現場作業は通常 2 名（運転者含む）とし、異常時は監督員の指示によるものとする。

（現場作業の履行）

第 13 条 現場作業員は現場作業に適した服装と腕章等により身分を明確にするものとし、また環境の整備等に留意するものとする。

第 3 章 路線パトロール

（路線パトロール業務内容）

第 14 条 路線パトロールは原則として週 2 日（平日 1 日、週休日又は祝日 1 日）早朝から実施するものとし、必要に応じ監督員の指示により時間をずらし、又は回数を増やし実施する。

2 パトロールを行う現場作業員は、事前にトンネル、橋梁、道路幅員等について十分把握しておくものとする。

3 主なパトロール業務は次のとおりとする。

(1) 路面状況

路面の汚れ及び破損並びにゴミ等の散乱、路面への落石及び崩土、積雪、凍結状況

(2) 路肩、路側の状況

車道部との段差、欠損等

(3) 法面の状況

法面の崩壊、落石等の有無、雪崩発生の危険性

(4) 排水施設の状況

排水施設の破損、通水状況

(5) 擁壁の状況

擁壁、積ブロック、法枠工等のひび割れ、移動、はらみ等

(6) 橋梁の状況

高欄の破損、伸縮装置の異常

(7) トンネルの状況

覆工の側壁部の汚れ、ひび割れの状況、漏水の有無、照明施設の状況、坑門及び坑門付近の斜面状況、雪庇の有無

(8) 保安設備、安全施設等の状況

防護柵、道路標識、道路情報板、視線誘導標、区画線の不鮮明部分の有無

(9) その他通行に支障となるもの

道路の不法占用、不法使用等、工事区間の路面状況及び保安施設の状況

(10) その他監督員が特に指示した事項

(道路施設に異常を発見した場合)

第 15 条 現場作業員はパトロール業務を履行中、施設に軽微な異常（障害物等の撤去、簡易なポットホール、簡易な除雪及び融雪剤散布等）を発見した場合は、応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに措置をとるとともに、監督員に報告するものとする。その他の異常（路面の穴、壁面の崩れ、法面の崩れ等）を発見した場合は応急措置により交通の安全を確保した上で写真を撮影し、速やかに監督員に報告するものとする。

2 道路施設等に災害発生の恐れがあると認められる場合は、直ちに監督員に報告しその指示を受けるものとする。

3 道路施設等に災害が発生、または重大な交通事故等により全面通行止めの必要が生じた場合は、「新和田トンネル管理マニュアルの火災・事故発生時の措置」により直ちに消防及び警察への通報並びに監督員への通報を迅速に行うものとし、監督員の指示を受けるものとする。

(パトロール車両及び携行する資機材)

第 16 条 パトロールに使用する車両は、受託者が用意する。

2 パトロールする場合は、車両には黄色灯を装備し、車両の両側に「長野県道路パトロール車」と明示する。

3 パトロールに必要な資機材は受託者が用意するものとするが、下記資機材については、監督員の承諾を得て委託者の備えている資機材を使用することができる。

(1) バリケード等

(2) 案内看板類

(3) 舗装補修用常温合材

(4) オイル吸着剤

(5) 砂

(6) 融雪剤（冬期間のみ）

(7) その他必要に応じた機材で監督員の承諾を得たもの

(パトロール班の編成)

第 17 条 現場作業は通常 2 名（運転者含む）とし、異常時は監督員の指示によるものとする。

(パトロールの履行)

第 18 条 現場作業員はパトロールに適した服装と腕章等により身分を明確にするものとし、また環境の整備等に留意するものとする。